

TOKYO MAIL NEWS



EAST
TRANSPORT
SERVICE WORKERS
UNION

輸送サービス労組 東京地本

JTSU-E TOKYO

2022.6.13
No.327



6月13日東地申第24号

『労使間の取扱いに関する協約』に基づき、JR東日本輸送サービス労働組合東京地方本部事務所及び支部事務所の早期設置を求める申し入れ」団体交渉を行う！

1. 労使間の取扱いに関する協約(令和2年5月15日締結)第57条を直ちに履行すること。

(回答)「労使間の取扱いに関する協約(令和3年10月1日締結)」に則り取り扱うこととなる。

(組合) 本交渉の申し入れ日、組合事務所使用許可願(別表5)の受理した日はいつなのか？

(会社) 本申し入れについては2021年9月28日、組合事務所使用許可願(別表5)は2021年8月30日に受理をしている。令和2年5月15日締結の「労使間の取扱いに関する協約」の期間中に受け取っている。

(組合) 令和2年5月15日締結の「労使間の取扱いに関する協約」に則り、支部事務所の候補を探しているという事でよいのか？

(会社) 現行の令和3年10月1日締結の「労使間の取扱いに関する協約」に則っているが、申し入れや組合事務所使用許可願(別表5)を提出している事実は消えない認識である。

令和3年10月1日締結の「労使間の取扱いに関する協約」に則り取り扱うと繰り返し回答する！

(組合) 令和3年10月1日締結の「労使間の取扱いに関する協約」に支部事務所の記述はないが、組合事務所使用許可願(別表5)の提出した事実は変わらない認識なのか？

(会社) 受け取った事実、事務所を供与しなれば、不利益扱いとなる。組合事務所使用許可願(別表5)を受理したことは消えはしない。

◆令和2年5月15日締結「労使間の取扱いに関する協約」◆

(組合事務所)

第57条

2 会社は、組合事務所の使用につき、本部及び地方本部、ならびに支部ごとに1箇所を上限として許可するものとする。

◆令和3年10月1日締結「労使間の取扱いに関する協約」◆

(組合事務所)

第57条

2 会社は、組合事務所の使用につき、本部及び地方本部ごとに1箇所を上限として許可するものとする。

★以下の2点を確認★

①申24号交渉は2021年9月28日、組合事務所使用許可願(別表5)は8月30日に受理をされていること！

(※令和3年10月1日締結の「労使間に関する協約」でも認識は消えていない)

②提出された事実に基づき、支部事務所供与に対して現在も探していること！

東京支社に「労使間の取扱いに関する協約」を履行し、速やかに支部事務所を提示すること強く求める！